

〔史料紹介〕「大阪京都油問屋文書」

—安永年間の大坂及び灘目油市場の動向—

池 田 治 司

はじめに

ここに掲載した史料は、当館が昭和六〇年に東京の古書店から購入した「大阪京都油問屋文書」(合計四二点)に含まれるもので、今回はそのうち大阪関係の二点の史料(安永七年「菜種買口願御請書写」、安永八年「菜種買口之御請書写」)について翻刻を行い、解題を付した。

これまでの研究史が示す通り、江戸幕府は一大消費地である江戸の灯油の最大の供給地として、大阪に、摂河泉などの周辺地域や西日本各地の油を集め、その流通の中心都市としての機能を担わせた。そして、大阪の油商人に特権を認め、彼らを通じて流通をコントロールす

ることにより、江戸における油の値段と供給量の安定化を図ろうとした。

大阪油市場の油問屋としては、元和二年(一六一六)に成立した京口油問屋、翌元和三年(一六一七)に成立した江戸口油問屋、延宝年間(一六九三—一七〇四)に成立した出油屋が中心となるが、全国的な油の流通統制のために、まず江戸幕府は宝暦一〇年(一七六〇)正月に、大阪に菜種問屋二〇名、綿実問屋一〇名を、同一一年二月に、出油屋一三名を定め、これら以外に種物や油の売買を制限した。

ここで、近世大阪の油市場における流通組織について、『大阪市史第一』(大阪市、清文堂出版、一九六五年)の内容を中心に概観する

と、次のようになる。

①種物問屋

菜種問屋——大阪に廻送される菜種を時価にて買入れ、一石につき銀

一匁の口銭を取って菜種絞油屋へ売り渡す。

綿実問屋——大阪に廻送される綿実を時価にて買入れ、一石につき銀

二匁五分の口銭をとって綿実絞油屋へ売り渡す。

②絞油屋

菜種・綿実両絞油屋があり、油を製して京口・江戸口両

油問屋に売り渡す。また、灯油を製して小売りする。京

口油問屋には四斗入一樽につき銀二分の口銭を与え、江

③油問屋

出油屋——大阪周辺地域の絞油屋の利害を代表して在方の出油を引

受け、京口・江戸口両油問屋に売渡す。また、灯油を製

して小売りする。在方油買付に際し代銀百目につき八分

の口銭を徴し、京口・江戸口両油問屋に売渡す際には、

絞油屋と同じ口銭を与える。

京口油問屋——絞油屋・出油屋より前記口銭を請けて油を買い取る。

京都・伏見の油の供給地として山崎に発したが、近世初

頭に大阪に移る。時代を経るに従って、むしろ大阪市中

および西日本での油の販売に重点を置く。⁽²⁾

江戸口油問屋——絞油屋・出油屋より前記口銭を請けて油を買い取

る。江戸への油の供給を旨とする。

油仲買——油問屋と消費者の間に介在し、菜種油（水油）、綿実油

（白油）を加工して燈明油や髪油を作り販売する。⁽³⁾

これらの流通組織が全国的な油市場を左右するわけであるが、幕府は時々に応じて仕法改革によって、油市場の統制を行う。今回紹介するのは明和七年（一七七〇）の仕法改革後の大阪及び灘目油市場の動向を物語る史料である。

【史料①】

(表紙)

安永七年戊戌八月四日

菜種買口願御請書写

差上申一札

一九年以前寅年水油一件御取締之節、摂州兔原・武庫・八部三郡之内
 二而水車六拾壹株日野屋庄左衛門願上、絞草綿実者大坂を除五畿内
 并関東筋・四国・中国・九州筋へ其外何連之国々々も勝手次第買
 入、菜種八右水車場三郡之内二而買取稼仕罷在候所、三郡之菜種存
 外無少無抛稼方相休候二付、稼人共之内心得違紛敷種物売買仕候者
 共も出来、御当地菜種絞油屋共御吟味願出御糺相成恐入候故、三郡
 之菜種之外兵庫廻着菜種之内買増之義先達而願上候得共、御取上無
 御座候二付、稼人共不埒之売買仕問敷旨庄左衛門、申渡置候へ共、
 同殿住所分八手遠之場所殊更稼人共大勢之義故、自然心得違之者御
 座候而者水車株御取放被成候義出来可仕哉無覚速^東、第一御咎メ之程
 も恐入、尤最初水車株願請候節、菜種者三郡二而買入候積り御請申
 上候段、庄左衛門見込違不調法二御座候得共、初年過分之冥加金差
 上、今以年々冥加銀差上来候所、不相続二相成候義欲々敷何卒菜種

買増相願度奉存候得共、外差支も有之候而者如何二付、勘弁之上
 国々廻着之内菜種余り荷物積合之分荷物捌方勝手之由二而、摂州泉
 州辺へ乗込候趣風聞御座候二付、庄左衛門相働右体之菜種八勿論惣
 而兵庫へ廻着相増候様取扱、八年以前卯年分去ル酉年迄廻着高平均
 一ヶ年分凡拾三万八千石余りを此以後之廻着高定数立置、都而兵庫
 津廻着之分八種物問屋・菜種絞油屋立合、石数明白相糺、右平均之
 定数增高之内より毎年石ツ、於兵庫津庄左衛門水車場へ買請、無恙
 相続仕度旨庄左衛門願出二付、種物問屋・菜種絞油屋・油問屋・出
 油屋へ障有無御尋被成候所、兵庫津廻着相増候様取計右増石之内庄
 左衛門買取候而八、一体之締方不宜、渡世差支二相成候旨種物問
 屋・絞油屋共分品々障申上、油問屋・出油屋共八廻着増方有之候へ
 者、油直段下直之道理二而引請油も相増勝手二相成、聊差支無之
 候、併種物問屋・菜種絞油屋共差障候二付、於兵庫津可相増廻着高
 当表二而相増候様庄左衛門二為取計、前書定数之外増石之内半分宛
 庄左衛門と菜種絞油屋共買分候八、双方共稼方相増差支之筋有之
 間敷儀二付、其趣及対談庄左衛門并種物問屋者承知仕候得共、菜種
 絞油屋共不承知旨油問屋・出油屋共分申上候二付、菜種絞油屋共へ
 存寄御尋被成下候所、絞草不残買取存分二相稼候所、水油御取メ節
 摂河泉三ヶ国二而水車人力等油稼并庄左衛門へ水車六拾壹株御差
 免、夫二絞草買場所御定、菜種絞油屋共も稼方之次第御吟味之上、
 式百五拾軒株二被仰付、種物問屋之外常体之問屋へ廻着種物并五畿
 内村々二而も勝手次第直買二御差免、右口銭減少被仰付候二付、

為御冥加今以年々銀七貫目宛上納仕油稼仕候へ共、先年与違菜種廻着追々二相減、其上水車新田請負人へ菜種買増被仰付、当表廻着高之内増減二不拘年々壹万五千石宛種物問屋へ売渡、引残り平均凡拾貳万三千石余りならて八買取候菜種無之、軒別之稼二不引足、且又前々八手絞油製方いたし小売致候者有之候所、出油方相隠油直段二差障由二而、小売御差留絞方一筋之渡世二相成候故、年々仲間困窮二および休株出来当地漸百八拾軒程ケ成二相統致候義二而一統致難義、庄左衛門八油筋御取締之節品々存寄も申上水車株願上、菜種八三郡二限買入方承知之上御請申上置、且今至稼方不足之趣を以買増相願候段不都合之義二而、近年菜種廻着相減候段兵庫津辺二而道買有之故之由風聞有之、当表より程遠糺不行届二付、先達而願上於兵庫津二見糺所拵両三人宛申合罷越心懸候所、庄左衛門水車場紛敷買入候者共有之候二付御吟味相願、其度二御糺二相成候へ者、心得違之趣ヲ以庄左衛門共二相詫候故、願相正候儀二而、既去々申年与八去儿酉年分之菜種廻着六千七百石余り相増、全見糺所出来故之義与奉存、尚又播州・泉州辺・瀬戸内迄も無油断見糺候ハ、紛敷売買弥相止可申庄左衛門申上候、八ヶ年以來之廻着者至テ減少之時節二付、十九年以前辰年去儿酉年迄菜種廻着高平均致候得者、一ヶ年分拾五万九千五百拾九石余相当り候間、庄左衛門世話不仕候共、此後之廻着是非相増、追々二八以前之高二も相進ミ、休株之者共家業再興可致与相楽罷在候所、減少之廻着を定数二立、増石之内ヲ庄左衛門と買候而者、菜種絞油屋共可買請絞草之内相減再興之跡も無之、

当時漸取続居候者共七年々困窮致、渡世二離候様成行可申間、縦令庄左衛門兵庫津廻着之内二而買取候義相止メ、当表廻着増方之内買分候而も渡世差障二相成候、水車絞八綿実第一之もの故、綿実買入方相増候様世話可致間、願可相止ム申聞候へ共、庄左衛門不承知二而、対談難相調迷惑仕候段菜種絞油屋共申上二付、庄左衛門他国へ離散可致菜種当表へ引寄、廻着相増候様可取斗と之義申候迄二而八、御取用難被成、并廻着増之内買分ケ之仕方等如何取扱候哉与御尋被成候二付、菜種絞油屋共見糺之切を以去年中廻着高六千七百石程相増候旨申上候へ共、去儿酉年者近年二無之菜種豊作二候所、前年凶作之廻着高与見合漸右高相増候迄二候へ者、見糺所出来之切と難申、則增高をも折込八ヶ年平均之高拾三万八千石余り二相当り候故、其余り之增高手配可仕存念二而、庄左衛門取扱ヲ以廻着高相増候分八、荷主之送状菜種問屋并庄左衛門宛名二認差越候様取計、右増方之内菜種絞油屋共と半分宛買分、右送状無之分八前書平均高之外何程相増候共、庄左衛門方へ者少も買取申間敷候、并庄左衛門手先之増方二而も廻着之度々買分相稼、自然十二月二至一ヶ年登高右平均之高少相減候時者、庄左衛門買取候程菜種絞油屋共稼方相減候義二付、平均高不相揃内者庄左衛門宛名之送状二而差登菜種二候共、不残菜種絞油屋共へ為買取、平均高拾三万八千石余相揃候上二而庄左衛門手先之廻着高致勘定、増方二心半分宛買分度旨申上候二付、其段菜種絞油屋共へ被仰聞再三御糺被成候所、一体諸国之種物八不残当表へ廻着可致義二而、庄左衛門相働候と而も別段增高可仕

筋無之、庄左衛門宛名之送り状差添菜種二候共、是非当表へ可相廻高之内二而、畢竟以内談右送り状差添候迄而巳之儀故、全菜種油屋共可引請絞草二候間、庄左衛門と買分候而八夫程稼相減難義仕候旨申答候二付、庄左衛門へ被仰聞候八、願之筋毛無余義訳二八被思召候へ共、水車願請候節三郡菜種多少并村々油屋共入会買之訳を毛相考引請可申答二御座候所、無其義今更買増相願候段不束之至御取用難被成、願上候旨御吟味有之御察度請候而八、可申立様無御座奉恐候、併前書之趣意二而不得止事買増願上候間、願上通難相立筋二御座候八、御憐愍を以年々相納候冥加銀四百枚之内銀百枚何卒減少被為仰付候様仕度旨願上、菜種絞油屋共八前書同様二而何分二も是迄之通御指置被下候様仕度、尤依障庄左衛門相納候年々之御益相減候段者恐入候二付、庄左衛門分減相願候銀高百枚八定例冥加七貫目増銀二相立、向後年々拾壹貫三百匁宛無滯上納可仕旨申上候二付、尚又巨細御吟味之上、今日召出前々之義格別八ヶ年来廻着平均之高前之通二候へ者、凡當時登り高と相見へ此上廻着可相増との義、菜種絞油屋共申口而已二而、的当之筋無御座、既種物問屋并油問屋・油屋共義者庄左衛門願通り被仰付候而毛差障無御座、何レ二も廻着相増候八、油直段下直之道理二候旨申之、別而油問屋・油屋共八右之趣菜種絞油屋共へ及内談候程之義二而、外二差支之筋有之義と八不思召候間、菜種絞油屋共障之趣不被及御沙汰二候、併庄左衛門義八ヶ年来菜種登高平均凡拾三万八千石余と申上候へ共、八ヶ年内廻着高下之年御見合被成候処、八ヶ年以前卯年八拾

六万式千六百拾壹石六斗四升余、五年以前午年八拾式万三千七百四拾式石七斗八升余廻着有之、右兩年を平均被成候而八拾四万三千百石余二相当候二付、向後一ヶ年拾四万五千石と相定、夫分增高無之年八勿論、縱令増石有之候而毛、一通之送り状を以国々分爲差登候分八庄左衛門不買取、右平均高相揃候上増廻着有之候八、庄左衛門并種物問屋宛所之送り状差添候分、種物問屋・菜種絞油屋共立合石数勘定致、右增高二心シ庄左衛門と絞油屋共と買分、其分八半口錢菜種壹石二付銀五分ツ、二被仰付候間、冥加銀之義者、是迄之通年々銀四百枚宛無滯庄左衛門上納可仕、尤右之通買分ケ被仰付候上八、菜種買方二付紛敷賣買決テ不仕様、庄左衛門者勿論水車株かり主之者江篤与申聞向後相慎可申候、自然不埒之義有之二おめて八、御咎メを毛可被成旨被仰渡、逸々一同奉畏候、仍而御請如件

摂州兔原・武庫・八部三郡

安永七年戊戌八月四日 油稼水車六拾壹輪引受人

京橋五丁目

日野屋庄左衛門

菜種絞油屋共年行司

兵庫屋伊兵衛

布袋屋権兵衛

河内屋庄兵衛

大和屋権蔵

阿波屋仁右衛門

菊屋源七

土佐屋八右衛門

出入中病死

御奉行所

伊勢屋喜六
病氣二付
鍋屋嘉兵衛

私共義庄左衛門願よつて、先達而分段々御糺之上、今日前書之通庄左衛門并絞油屋へ被仰渡候間、承知可仕旨被仰渡奉畏候、仍而御請如件

出油屋年行司

油屋吉兵衛

越後屋与三吉

代判七兵衛

病氣二付

半兵衛

桑名屋七之介

病氣二付代

勘兵衛

小松屋庄右衛門

病氣二付代

次兵衛

長浜屋徳兵衛

同断 清八

種物問屋年行司

中国屋平兵衛

筑後屋久兵衛

【史料②】

(表紙)

安永八年亥正月廿二日

菜種買口之御請書写

差上申一札

日野屋庄左衛門依願、御当地廻着菜種之内庄左衛門と絞油屋共買分之仕方双方存寄相違仕候二付、其段問屋共より申上売買之仕方奉窺候所、双方被召出御糺之上庄左衛門申上候八、去ル戌正月分同十二月迄菜種廻着高拾五万七千式百拾八石五斗一升五合九勺之内、式千五百三拾石六斗庄左衛門当所之送り状二付、右之高問屋油屋とも立合勘定之上、油屋ともと庄左衛門買分ケ候積二相立置、庄左衛門水車場稼方入用之節、勝手次第問屋共分買請度旨庄左衛門申上、絞り油屋共義も右買分之義八承知二御座候得共、買入之度々油屋共不立会、庄左衛門吉人立限も無之買取候而八、紛敷油屋共見改所糺方も難相分り候間、庄左衛門買入之度毎油屋共立会廻着之高改買分ケ、庄左衛門買取候分八翌年三月中迄二買切候様仕度候、毎年四月二八新種出来いたし候故、右切月二究竟候而も庄左衛門稼方差支之筋無之旨油屋申上候二付、今日一統被召出被為仰渡候八、廻着定数相満

候已後庄左衛門手先之菜種相廻り候節之義八勿論、定数不相満内庄左衛門手先之菜種油屋共方へ買取候分有之候とも、其高八廻着之節立会改置候義二付、追而増廻着之内二而差引いたし候とも、庄左衛門買請之石数相究有之義二付、庄左衛門方稼方勝手次第追々問屋共分買取進も、聊過売八難相成候得共、際限無之候而八紛敷候故、油屋共申上立候通り翌年三月限二買切、右買請之度毎油屋とも立会不及之条、問屋共諸事厳密二いたし買渡可申候、油屋共より八見糺所改方分りかたく旨申上候得共、右買分ケ八別段之義二而見糺所之改二拘り候筋無之候間、随分無油断心ヲ付買分ケ二事寄拔買之菜種取扱候八、証拠を持御訴可申上候、尤庄左衛門義も右買入之節問屋とも立会不申とて、自分之任勝手買分ケ二事寄致拔買水車場へ積送り候歟、油屋共買分ケ之障り二成候義有之八、御吟味之上急度其品二より御咎をも可被仰付候条、厳密二可仕旨被仰渡一統承知仕奉畏候、仍而御請証文如件

日野屋

安永八年亥正月廿二日 庄左衛門 印

兩種物問屋

年行司

筑後屋

久兵衛

病氣代平兵衛

伊勢屋

御奉行様

彦六

絞油屋

年行司

兵庫屋

伊兵衛

河内屋

庄兵衛

大和屋

権兵衛

和泉屋

九兵衛

川崎屋

平兵衛

豊後屋

市右衛門

布袋屋

権兵衛

病氣代徳兵衛

【解題】

史料①で扱われている「摂州兔原・武庫・八部三郡」というのは、いわゆる灘目と言われる地域である。これは、東は武庫川、西は生田川に至る海岸、つまり「灘」のうち、西宮・今津を除く芦屋付近より西一帯を指す呼称である。⁽⁴⁾この地域の河川では元禄―享保期（一六八八―一七三五）に六甲山系の傾斜を利用して、水車を建設して搾油が行われ、大部分は在地の原料を使っていたので、菜種や綿実の生産も早くから行われていたと思われる。

その存在は大阪の油市場に大きな影響を与え、寛保三年（一七四三）には、灘目水車絞油屋をはじめ西国筋の在地絞油屋に対して、油の江戸直積と他国種物の買入を禁止し、原料の仕入に關しても、油直段の高騰を抑えるために、大阪相場に準じて仕入れることを命じた。⁽⁵⁾また、前記の宝暦一〇年の大阪種物問屋・絞油屋株指定の折には、灘目の水車新田を特別に保護し、菜種の大阪廻着高のうち、一四―一五万石につき五千石を、綿実は三〇万貫につき一〇万貫を売り渡すことが許可された。

しかし、その後明和三年（一七六六）に、大阪市中以外では手作手絞（自家需要のための油生産）以外は、村内の中ですら原料の買請や絞油稼を禁じる御触が出る。⁽⁷⁾幕府はこの御触によって余剰の種物は全て大阪へ集中させ、大阪問屋の独占権を強化しようとしたのである。

しかし、この措置は灘目のみならず、大阪周辺の在方からの抵抗に遭い、明和七年（一七七〇）の仕法改革に至る。この改革によって幕

府は摂河泉州の村々に油稼株を認め、これらを大阪の特権的組織の中に組み入れようとした。

灘目において具体的には、京橋五丁目の京口油問屋日野屋庄左衛門の建議によって、史料①の冒頭に記されるとおり、摂州兔原・武庫・八部の三郡において水車六一株が許可され、水車新田の二〇株と併せて両組と称される。

この明和七年令では三郡の水車油稼のものは、綿実は大坂を除くどこから買入れても良いことになり、菜種は三郡内で買い合うことになった。また、水車新田は綿実は大坂を除く五畿内からの買入れとなり、菜種は従前通り大阪廻着のものの中から一五、〇〇〇石を買請けることとなった。そして彼らが製した油は全て大阪の出油屋に差し出さなければならなかった。⁽⁸⁾こうして大阪への油の廻着高を増やすことが、この改革の主眼である。

しかし、絞油屋レベルでは、大阪と灘目の利益は相克の関係にあり、その点のせめぎ合いが史料①の内容に表れている。

つまり、明和七年の仕法改革以後、摂州兔原・武庫・八部三郡内で仕入れられる菜種は予想以上に少なく、油稼ぎが不繁盛であり、休業株も出る状態のため、三郡のほか兵庫廻着の菜種を買増ししたい旨を日野屋庄左衛門が願い出たが、許可されなかった。しかし、このままでは心得違いのものが出てくるので、諸国廻着の菜種のうち余り荷物積み合わせの分を、摂州や泉州へ持ち込んでいくという風聞があり、そのような菜種を兵庫へ廻着させるように庄左衛門が取り計ら

い、過去八年にわたる廻着高の平均一三八、〇〇〇石余りを基準にして、兵庫津廻着分を種物問屋・菜種絞油屋・立ち会いの上石数を改めて、基準高よりの増加分から幾分かを毎年庄左衛門請負の水車場へ買収したい旨願いがあつた。

ここで問題となるのは、「国々廻着之内菜種余り荷物積合之分荷物捌方勝手之由二而」という部分である。明和七年令によれば、綿実は別として、水車油稼の者が菜種を買い取る場合は、すべてその国内・郡内あるいは大阪廻着の分の買い取りとなり、諸国廻着の余り荷物の売捌き（買い受け）については許可されていない。兵庫津においての他国産菜種の買い受けは、寛政三年（一七九一）の仕法改革で初めて許可されることである。とすれば、ここで日野屋庄左衛門が提案をする兵庫廻着菜種の買い増しは、取締りの対象になる行為である。ただ、綿実の場合は、兵庫種物問屋が設立される安永六年以前から、兵庫・灘目の船宿または商人が廻着綿実を買取り、公認ではないが、百貫につき銀二匁の口銭を取って絞油屋へ売るのが例であつたから、菜種の場合も当時の仕法の問題点を補つべく、実態としてそういう打開策を提案したと考えられる。

この願い出に対して、大阪の油商人の利害が分かれる。まず、取締り上よくないとして反対したのは、種物問屋と絞油屋である。反対に油問屋や出油屋は、大阪への油の廻着高が増えれば、油値段も下がるという道理によって異論は唱えない。これは、ひとえに流通過程における業種別の事情によるもので、油の原料を扱う種物問屋と絞油屋は

大阪におけるその廻着高が問題になるのに対して、流通の末端商品である油を扱う油問屋や出油屋にとっては、最終的に大阪へ各地の油が集約されるわけであるから、全体の流通量が増えるのは歓迎すべきことである。

そこで、油問屋と出油屋が、菜種の買い増し分を兵庫ではなく大阪へ廻着させるよう庄左衛門に取り計らわせ、その増加分を庄左衛門と菜種油絞屋・種物問屋の双方が半分ずつ買い分けるといふ提案をしたところ、庄左衛門と種物問屋はこれを承諾したが、菜種油絞屋だけが承諾しない。菜種油絞屋の意見をただと、仕法改革以後、摂河泉三ヶ国に水車・人力などの油稼や庄左衛門に水車株六一株を免ぜられ、また、菜種絞油屋株も二五〇株となり大阪廻着の絞草の勝手買や五畿内への直買も許され、その口銭が減少したのに、冥加銀は毎年七貫目ずつ上納しなければならぬ。菜種の廻着高は減っているのに、水車新田へは毎年一五、〇〇〇石を売り渡し、残り平均およそ一二三、〇〇〇石余りでは軒別の稼ぎには不足する。また、以前は絞油屋の油小売も許されていたが、現在は搾油業に限定され困窮しており、株数もやつと一八〇軒が相続できている状態である。庄左衛門は明和年間の仕法改革の際に水車株取締りの趣旨をもって三郡の水車株を申請し、菜種は三郡内での買入れを了解したのに、今に至って菜種の買い増しを願うのは不都合であるという。

それに、近年兵庫津辺にて不正な道買が行われていると聞き、見糺所を設置して見張りを付けたところ、水車場で紛らわしい買入れを認

めて糺したこともあり、安永六年には安永五年よりも六、七〇〇石余り菜種の廻着が増えた。この八ヶ年は廻着高減少の時期であり、一九年以前からの一年の廻着平均は一五九、一五九石余りであるから、庄左衛門が菜種廻着増加の世話をしなくても、自然と廻着高は増えるはずで、減少期の廻着高を基準にして、その増石分を庄左衛門と買い分ければ、結局絞油屋が買い受ける絞草は減り、困窮が進むといっているのである。また、兵庫津増着分を大阪へ廻しても問題は解消せず、むしろ水車稼は綿実第一のもので、綿実の買入れを増やすようにして、菜種の買い増しは願い下げないように主張する。

ここで対談は物別れになるが、庄左衛門が他国へ流れる菜種を大阪へ引き寄せるように取り計らうとまで言うので、絞油屋の言い分は聞き入れられず、増着分買い分けの方法について再度庄左衛門の意見が質された。

庄左衛門が言うには、昨年は菜種絞油屋どもは見糺所設置によって廻着高が六、五〇〇石ほど増えたと言うが、同年は近年稀にみる菜種豊作の年で前年の凶作年と比べてこの増着は見糺所設置によるものではないと主張する。この豊作年の廻着高も含めた八ヶ年の平均廻着高が一三八、〇〇〇石余りであり、そこから庄左衛門の取り計らいによって増やした廻着分は菜種問屋及び庄左衛門宛の荷主の送り状を付けて差越させ、その分を菜種絞油屋どもと半分ずつ買い分け、その送り状がない分は平均基準高よりどれだけ増えても庄左衛門は買い取らず、また庄左衛門手配の増石についても廻着の度に買い分けるのでは

なく、廻着高が年平均の基準を満たさぬ場合は、庄左衛門宛名の送り状で送られた分でも菜種絞油屋どもに買いとらせる、という譲歩案を出す。

これを菜種絞油屋どもに質したところ、かれらは庄左衛門の取り計らいを勘ぐったのか、庄左衛門の働きによって別段廻着高が増えるものではなく、つまるところ庄左衛門が内談によって送り状を添えさせるだけで、これは当然大阪への廻着高の一部であり、買い分けによってその分稼ぎが減少すると主張する。

そして庄左衛門は、奉行所から、願いの趣旨は理解できるが、当初水車株を願い出る際に、三郡の菜種生産高や村々の入会買の計算をして引き受けなかつたのだから、いまさら買い増しを願い出ても仕方がないと言われる。

それに対して庄左衛門は、それが止むを得ないならば、毎年上納する冥加銀四百枚のうち銀百枚を免ぜられたい旨を願い出る。一方、菜種絞油屋はこれまで通りの仕法を希望するが、今回の詮議によって庄左衛門からの冥加銀百枚（四、三〇〇匁）の減少分を絞油屋の定例の冥加銀七貫目に増銀して一貫三〇〇匁を上納するとまで言う。

しかし、奉行所で吟味の結果、菜種絞油屋の言う今後の自然増の見込みは的外れで、八ヶ年の廻着高はあながち少ないわけではなく、また、既に種物問屋・油問屋・出油屋どもは庄左衛門の願出を了承し、さらに油問屋・出油屋などはこの願出に際して菜種絞油屋へ内談調整を図っているほどであり、何ら支障は考えられないとして、菜種絞油

屋の言い分は取り上げられなかった。

その一方で、庄左衛門は過去八ヶ年の菜種廻着高は一三八、〇〇〇石余りとしているが、その上下兩年（明和八年と安永三年）を平均すると一四三、一〇〇石余りになり、今後はそれを一年の基準廻着高に定め、それより増高がない場合は庄左衛門は買わないと同時に、これ以上の廻着高があつても通常の送り状の分は買い取らず、基準高を上回つたうえで庄左衛門ならびに種物問屋宛の送り状を添えた分を、立ち会いの上計量して、庄左衛門と絞油屋ともて買い分け、その分の口銭は半口、つまり一石について銀五分ずつとし、冥加銀は従来通り銀四百枚を庄左衛門から上納するという結論になつた。

次に史料②では、翌年正月にこの仕法に関する庄左衛門と菜種絞油屋との相互の見解調整が行われている。

冒頭では日野屋庄左衛門から建議的菜種買い分けの仕方に見解の相違があると問屋どもが言うので御糺があり、庄左衛門が言うには、昨年安永七年正月から十二月までの菜種廻着高一五七、二一八石五斗一升五合九勺のうち、庄左衛門宛の送り状を添えた分は二、五三〇石六斗でこれを（菜種）問屋・（絞）油屋と立ち会い勘定の上買い分けたと仮定して、実際は庄左衛門水車稼方で入用の折に（菜種）問屋から買受けたと言つ。

菜種絞油屋どもはその点は了解しているけれども、買入れの際に（水車場の）油屋どもが立ち会わず、庄左衛門さえ立ち会わないので、兵庫の油屋見改所の吟味もしがたいという。おそらく、水車株の

油屋が立ち会うことによつて、見糺所での無株の者の見分けに役立つということであろう。とにかく、買い分けの際は水車株の油屋が立ち会い、庄左衛門が買い受ける分は翌年の三月中までに買い切つてほしいと申し出る。これは、四月になると新菜種ができるからである。双方の言い分を聞いたうえで、奉行所からの仰せ渡しは次のようなものであつた。

基準高に達していない状況で水車株の油屋が買い取つても、あとで増着分から差引すればよいことで、一二月までの廻着高を基準に庄左衛門が買い受けるべき石数は決めてあるので、水車場の入用に応じて庄左衛門が問屋から買つても買い過ぎはできない。ただ際限がなければややこしいので、油屋前記決済月の件は、（絞）油屋が言つ通り翌年三月までに庄左衛門分は買い切るものとする。

買受の際の（水車株の）油屋立ち会いの件は、毎度の立ち会いには及ばない。菜種問屋が厳しく買い渡しを取り締ること。（絞）油屋は見糺所での改めが分かりにくいと言つが、買い分けと見糺所の改めは関係がないので、とにかく油断をせず十分気をつけて、買い分けに紛れて抜き買いの菜種を取り扱つことのないようにとの達しが、双方に下された。

おわりに

以上ご紹介したこれらの資料からは、明和七年の仕法改革にはあら

われない、安永年間の大坂及び灘目油市場の新たな動向がうかがえる。

それは、西摂津の兎原・武庫・八部三郡の水車油稼株においては、綿実は五畿内ならびに関東筋・四国・中国・九州筋、その他諸国で自由に買い入れができたが、菜種については三郡内の相互買い以外認められない、というのが法令上の取り決めであり、研究史においても同様の認識を出るものではなかった。

しかし、これらの史料で、明和七年の仕法改革の際に、京口油問屋日野屋庄左衛門の請負で成立した兎原・武庫・八部三郡の水車油稼株のために、庄左衛門が菜種の買い増し願いを出している事実を確認することができた。これは諸国廻着の菜種のうち余り荷物積み合わせの分を、庄左衛門が大坂へ廻着させるように取り計らい、明和八年～安永六年の過去八ヶ年の菜種廻着高のうち、その上下両年（明和八年と安永三年）の平均高一四三、一〇〇石余りを一年の基準廻着高に定め、それより増高がない場合、庄左衛門は買い増しはしないと同時に、これ以上の廻着高があっても通常の送り状の分は買い取らず、基準高を上回ったうえで庄左衛門ならびに種物問屋宛の送り状を添えた分（庄左衛門取扱の荷物）を、庄左衛門と菜種絞油問屋ども立ち会いの上計量して、双方で半分ずつ買い分け、その分の口銭は半口（一石について銀五分ずつ）とし、冥加銀は従来通り銀四百枚を庄左衛門から上納するという結論になった。

しかし、この願い出の当初、庄左衛門は菜種荷物増加分の兵庫津へ

の廻着を提案している。これは明和七年の仕法からすると、禁令の対象となる内容で、兵庫津においての他国産菜種の買い受けは、寛政三年（一七九一）の仕法改革で初めて許可されることである。

この二点の史料には、自身の建議によって定められた明和七年令にもかかわらず、さらにその法令枠をも超えるような提案をし、さらに利害の異なる絞油屋などとのせめぎ合いの中で、その改善提案を実現していく京口油問屋日野屋庄左衛門の政治力がうかがえる。

その結果、安永七年正月から十二月までの菜種廻着高一五七、二一八石五斗一升五合九勺のうち、庄左衛門宛の送り状を添えた分として二、五三〇石六斗の増石を見ているが、寛政三年に、西国一三ヶ国の菜種の大坂廻送を差し止め、兵庫に廻送させることになり、新たに菜種買受けのため一・二軒の新規問屋が許可されることにより、それまでの灘目三郡の菜種買付の地域的制限はなくなる。御触書によると、この差し止めは「一体の国数も多候故、大坂表問屋共引請仕入方、不行届儀も有之哉二相聞へ候」という理由が記されている⁽¹²⁾。これによれば、大坂問屋引き受けの国数が多いので、（菜種集荷の手配も）十分に行き届かないと述べていると解釈できる。このことは、問屋の農民に対する仕入銀の前貸などによる集荷強化を意図しているようである。それは、同御触書中の「買注文仕入銀等もいたし」という文言からも理解できる。

安永七年の日野屋庄左衛門による水車株のための菜種買増し願の実現から寛政三年令に至る政策的な変遷背景の検討は今後の課題とした

い。

ただ、寛政三年令の結果としては、西国筋の絞油業の勃興によって在地の種物市場が成立しており、兵庫種物問屋への菜種廻着高は増加せず、実質的な効果はあがらなかった⁽¹³⁾と言われている。

最後に本稿執筆にあたり、酒井一先生より貴重なご教示をいただいたことを記し、謝意を表する。

注

- (1) 当館資料目録(『大阪商業大学商業史研究所資料目録』第四集 平成八年)に掲載されている。
- (2) 津田秀夫『新版封建経済政策の展開と市場構造』御茶の水書房、一九七七年、一一二頁。
- (3) 『平成21年度夏季企画展「大坂の水油―江戸時代の油流通―」』大阪市立海洋博物館なにわの海の時空館、二〇〇九年、三三三頁。
- (4) 今井林太郎・八木哲浩『封建社会の農村構造』有斐閣、一九五五年、二三八頁。
- (5) 新保博「菜種作における商品生産と流通の構造」『神戸大学経済学研究年報』第六号、神戸大学経済学部、一九五九年、一七六頁。
- (6) 大阪市『大阪市の歴史』清文堂出版、一九六五年、七二〇―七二二頁。
- (7) 前掲『大阪市の歴史』第三、七二〇頁。
- (8) 前掲『大阪市の歴史』第三、七七六―七七七頁。
- (9) 数量から見て、大阪への菜種廻着高と判断できる。
- (10) 前掲『封建社会の農村構造』二五一頁。ここで兵庫種物問屋というのは綿実問屋のことで、兵庫表の船宿その他へ廻着する綿実売買取締

のため、安永六年六月に両種物問屋より綿実問屋五軒の出店が許された(『大阪商業史料集成』第一輯、大阪商科大学経済研究所、一九三四年、一〇八頁)。酒井一「幕末における絞油業の発展(『ヒストリア』第二〇号、大阪歴史学会、昭和三十三年)の五九頁には、「安永六年には兵庫綿実問屋と灘目問屋が設置され、前者は兵庫絞り油屋に、後者は灘目絞り油屋に綿実を売渡すこととなり」と記され、兵庫・灘目各々に問屋が存在したことがわかる。

(11) 大阪市『大阪市の歴史』第一、清文堂出版、一九六五年、一〇七五頁。

(12) 大阪市『大阪市の歴史』第四、清文堂出版、一九六五年、一〇〇頁。前掲『新版封建経済政策の展開と市場構造』六八頁において津田秀夫氏は、「御触書天保集成」に依拠して「大坂表問屋共兵庫引請仕入方、不行届儀も有之哉二相聞(傍点筆者)と記され、御触書の文言に若干の違がある。これに「大坂問屋資本の灘目進出の仕方について不満を述べている。すくなくとも、大坂問屋資本が在方に進出した場合に、大坂資本としての利益のみ考え、在地における絞油業者の期待に副いえなかったことから、現地側の不満にあったが、その結果、民意の動向を気にしている幕府側からの不興を買ったことがうかがえる。」という解釈を付している。しかし、『御触書天保集成』(岩波書店、一九四一年)収録の六一―一の当該御触書を確認したところ、「兵庫」の文字は見当たらない。

(13) 新保博「寛政―文政期における幕府灯油政策と在地の動向」『国民経済雑誌』第一〇一卷第六号、神戸大学経済経営学会、一九六〇年、四〇頁など。